



# 全日三重

## Vol-347 2020.8.4

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部 TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833  
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号 <https://mie.zennichi.or.jp/>

### 協会契約書・書式集及びクラウド版契約書作成システム 重説書式の変更について

宅地建物取引業法施行規則及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正(令和2年8月28日施行)に伴い、重要事項説明書式の修正が行われましたのでお知らせいたします。今回の新書式は改正施行前でも有効ですので、今後のご契約には新書式をお使いください。

#### ■追記された重説の項目

水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該宅地建物の所在地(位置)

水害ハザードマップの有無	洪水	有・無	雨水出水(内水)	有・無
		高潮	有・無	
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地(位置)				

以下、国土交通省「宅地建物取引業法施行規則の一部改正(水害リスク情報の重要事項説明への追加)に関するQ&A(令和2年7月17日現在)」より抜粋。詳しくは、下記Webページをご覧ください。

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2020/07/c59ec4b87746060bfb627f305553ba9-1.pdf>

※様式中の「水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地」には、該当のマップにて所在地を示す旨(「別紙のとおり。」「別添ハザードマップ参照。」等)の記載を想定。

※近隣にある避難所について、その位置を示すことや、水防法に基づく水害ハザードマップは、必要に応じて変更されること、水害ハザードマップに記載されている詳細な内容の確認については、当該水害ハザードマップを作成した自治体に問い合わせるよう伝えることが望ましい。

### 土砂災害警戒区域等の指定及び解除について

三重県県土整備部

今般、桑名市、いなべ市において、土砂災害警戒区域等が下記のとおり指定及び指定解除されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区：桑名市西別所、いなべ市北勢町川原 外 指定解除地区：いなべ市藤原町大貝戸、坂本

指定・解除年月日：令和2年7月17日

告示番号：(指定)三重県告示第459号～第462号、(解除)第463号

県公報：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000901358.pdf>

指定区域図など：[http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284\\_00003.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm)

2021年版 不動産手帳 有料分の注文を承ります

主たる事務所には1冊を無料配布(12月上旬に総本部より発送予定)します。

ご注文いただいた有料分は、県本部より送付します。

販売価格 1冊 400円(税込)

申込締切 令和2年8月21日(金)

**申込書** Fax 059-351-1833

商号： \_\_\_\_\_ 申込数： \_\_\_\_\_ 冊

《 事務局夏季休業のお知らせ 》

8月12日(木)～8月16日(日) ※土・日定休

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。



「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。